

令和8年度寒川町
都市空間情報デジタル基盤構築業務委託

特　　記　　仕　　様　　書

令和7年 12月
寒川町 都市建設部 都市計画課

第1章 総則

第1条 適用範囲

1 本仕様書は、寒川町（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度寒川町都市空間情報デジタル基盤構築業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する事項を定めるものとする。

第2条 業務の目的

- 1 本業務における都市計画基礎調査は、都市計画法第6条で定められた「都市計画に関する基礎調査」について「第12回都市計画基礎調査の手引き」（神奈川県県土整備局都市部都市計画課）（以下「手引き」という。）等に基づいた調査を実施し、今後の都市計画行政を遂行するための基礎資料を作成することを目的とする。
- 2 本業務における3D都市モデル整備は、国土交通省が進める「Project PLATEAU」に参画し、本町の様々な都市計画データや施設情報等を統合する情報基盤として、国土交通省が策定する標準仕様に準拠した3D都市モデルを整備することで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを推進することを目的とする。
- 3 本業務におけるユースケース開発は、本業務で整備予定の3D都市モデルを活用し、本町において今後想定される大規模な土地利用転換等に対応するための都市計画立案の高度化及び府内・府外関係者間における、まちづくりに係る将来イメージ像の共有等を図ることを目的とする。

第3条 業務管理

- 1 本業務の実施にあたり、受注者は、契約書、本仕様書、業務打合せ書及び関係法規を遵守し、発注者の指示を受け正確に業務を実施しなければならない。
- 2 本業務の実施にあたっては、仕様書等の設計図書に基づき発注者の指示及び承認を得るものとし、明記なき事項及び疑義等が生じた場合は、速やかに協議のうえ、解決を図るものとする。

第4条 準拠する法令等

- 1 本業務は、本仕様書のほか、次の各関係法令等に基づき実施しなければならない。
 - (1) 測量法（昭和24年法律第188号）及び同法関連法令
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び同法関連法令
 - (3) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年号外法律第63号）
 - (4) 作業規程の準則（国土交通省告示 第461号）
 - (5) 地理情報標準プロファイル／Ver2014（平成26年5月）
 - (6) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 2014版（国土交通省国土地理院）
 - (7) 手引き（第12回都市計画基礎調査の手引き）
 - (8) 3D都市モデルの導入ガイダンス（国土交通省都市局）
 - (9) 3D都市モデル標準作業手順書（国土交通省都市局）
 - (10) 3D都市モデル標準製品仕様書（国土交通省都市局）
 - (11) 3D都市モデルを活用した災害リスク情報の可視化マニュアル（国土交通省都市局）
 - (12) 3D都市モデルのデータ変換マニュアル（国土交通省都市局）

- (13) 3D都市モデル整備のための測量マニュアル (国土交通省都市局)
- (14) 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
- (15) 寒川町関係法規
- (16) その他関係法令、通達等

第5条 関係法令の遵守等

- 1 発注者及び受注者は本業務の実施にあたり、財産権、労働、安全、交通、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。

第6条 提出書類

- 1 受注者は契約締結後、発注者が指定する様式により契約書に定める次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。また、本業務実施後にこれを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務委託着手届及び工程表
- (2) 業務委託現場代理人、主任技術者、担当技術者及び照査技術者届
- (3) 業務委託現場代理人、主任技術者、担当技術者及び照査技術者経歴書
- (4) 業務委託現場代理人、主任技術者、担当技術者及び照査技術者資格証明書の写し
- (5) 業務委託実施計画書
- (6) ISO9001 (品質マネジメントシステム) 取得証明書
- (7) JIS Q27001 (ISMS) 取得証明書
- (8) JIS Q15001 (プライバシーマーク) 取得証明書
- (9) JIS Q14001 (環境マネジメントシステム) 取得証明書
- (10) その他発注者が必要と認める書類 (各公的資格の認証登録証等)

第7条 実施体制

- 1 受注者は、次の要件を満たす技術者を定め、適切な実施体制を整えなければならない。

技術者区分	資格要件	実績要件
主任技術者	空間情報総括監理技術者又は地理情報標準認定資格（上級）	3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）
担当技術者1	①もしくは②の資格を保有し、かつ③の資格を保有すること。 ①技術士（建設一都市及び地方計画） ②技術士（総合技術監理一建設（都市及び地方計画）） ③認定都市プランナー	過去5年以内に官公庁より発注された都市計画基礎調査業務及び3D都市モデルに関連する業務（構築・仕様検討等）
担当技術者2	①、②もしくは③のいずれかの資格を保有すること。 ①技術士（建設一都市及び地方計画） ②技術士（総合技術監理一建設（都市及び地方計画）） ③認定都市プランナー	過去5年以内に官公庁より発注された人流調査・計測等ビッグデータ分析に関連する業務

照査技術者	空間情報総括監理技術者又は地理情報標 準認定資格（上級）	3D都市モデルに関連する業務（構築・活用・仕様検討等）
-------	---------------------------------	-----------------------------

※主任技術者及び照査技術者を兼ねることは不可とする。

※担当技術者1及び担当技術者2を兼ねることは可とする。

第8条 貸与資料等

1 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に次の資料等を貸与するものとする。なお、受注者は、貸与資料等の受領時に借用書等を提出し、所在を明らかにするとともに、資料の紛失・汚損・亡失等がないよう厳重な管理を行い、万一事故があった場合には、受注者の責任において復さねばならない。また、貸与資料の保管及び取り扱いについては、受注者で認証取得しているJIS Q27001(ISMS)・JIS Q15001(プライバシーマーク)・JIS Q14001(環境マネジメントシステム)に基づく社内規定により厳重に行うものとし、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 第11回都市計画基礎調査資料（デジタルデータ含む） | 1式 |
| (2) 令和7年度都市計画基本図データ（数値地形データファイル） | 1式 |
| (3) 令和7年度神奈川県内空中写真共同入手業務委託成果品（寒川町全域） | 1式 |
| (4) 寒川町都市計画決定情報データ | 1式 |
| (5) その他、発注者が認める資料及びデータ | 1式 |

第9条 品質確保

1 受注者は、本業務における成果品の品質を確保するため、ISO 9001に準拠した品質マネジメントシステムを構築するとともに、本業務の各工程において品質マネジメントシステムに基づく照査を行って成果品の品質を確保するものとする。

2 受注者は、業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合、速やかに発注者に報告し、自らの責任でこれを修正するものとする。

第10条 工程管理及び中間成果

1 受注者は、作業計画に基づき適切な工程管理を行い、作業工程中発注者の指定する時期に、神奈川県等に提出する都市計画基礎調査業務に係る中間報告書及び発注者が求める中間成果の提出並びに進捗状況の報告を行うものとする。

第11条 関係機関への諸手続き

1 本業務の実施にあたり、関係機関等との協議や必要となる諸手続が生じた場合は、発注者と協議のうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。

第12条 再委託の禁止

1 受注者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。なお、本仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先において遵守するものとし、受注者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負うものとする。また、本業務の再委託先である協力会社は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

第13条 作業数量等の変更

1 本業務の作業数量及び作業要領等は、本仕様書に示すものを原則とする。ただし、作業数量について変更が生じた場合、又は受注者により作業要領の変更が望ましいと判断された場合は、速やかに発注者に申し出るとともに、発注者-受注者間で協議のうえ対応するものとする。

第14条 土地の立ち入り

1 受注者は、本業務遂行のために他人の所有する又は占有する土地、施設等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ発注者が発行した身分証明書を常に携帯し、当該土地・施設所有者又は占有者の了解を得て、迷惑を及ぼさないように十分注意のうえ作業を行うものとする。また、現地にて第三者とのトラブルが発生した場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第15条 損害賠償及び紛争

1 本業務遂行中に、受注者が第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害については、発注者に対してその詳細内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償については、全て受注者の責任において処理・解決するものとする。

第16条 秘密の保持

1 受注者は、本業務遂行中に知り得た事項については、本業務終了後も含め、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 受注者は、本業務を遂行するにあたり、個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

第17条 業務完了報告書の作成

1 受注者は、利用資料、作業内容、打合せ協議簿等、実施内容を取りまとめた業務完了報告書を作成するものとする。また、報告書は、紙媒体にて作成するとともに、電子データは電子記録媒体に格納し、納品するものとする。

第18条 検査

1 受注者は、完成した成果品を発注者に提出し、発注者の完了検査を受け検査の合格をもって業務完了とする。

2 発注者は主任技術者の立ち合いのうえ、本業務の状況について、書類、記録、及び写真等により、次の検査を行うものとする。

- (1) 本業務における成果品の検査
- (2) 本業務における管理状況の検査

3 発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者は速やかに修正を行い、再検査を行うものとする。また、業務完了後における成果品の誤りや不備が発見された場合には、受注者の責任において速やかに修正作業を行うものとする。

第19条 成果品の帰属

1 本業務における成果品については、全て発注者に帰属するものであり、受注者は、発注者の承認を得ずに複製又は他に公表・貸与してはならない。

第20条 契約不適合責任

1 本業務完了後において、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所及び、誤り等が生じた場合は、受注者の責任において速やかに適切な処理をしなければならない。

第21条 疑義

1 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者-受注者間で協議のうえ決定するものとし、受注者は協議結果に基づき発注者の指示により業務を遂行するものとする。

第22条 データの消去

1 受注者は、本業務において貸与又は作成したデータ等について、業務完了後には全て消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについてはこの限りではない。なお、その場合は、受注者は保管証を発注者に提出しなければならない。

第23条 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納期 令和9年3月15日
- (2) 納入場所 寒川町 都市建設部 都市計画課

第2章 業務概要

第24条 業務対象・作業範囲

業務対象・作業範囲は、寒川町全域（13.42km²）とする。

第25条 業務概要

本業務の概要は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 都市計画基礎調査 | 1式 |
| (2) 3D都市モデル整備 | 1式 |
| (3) ユースケース開発 | 1式 |
| ① 人流等ビッグデータの取得・分析 | |
| ② まちづくりイメージモデル（将来像）の作成 | |
| (4) 3D都市モデルビューワ環境の整備 | 1式 |
| (5) 打合せ協議 | 1式 |
| (6) 成果品作成 | 1式 |

第3章 都市計画基礎調査

第26条 作業計画

- 1 本業務にあたり、合理的かつ正確に業務を遂行するため、実施計画の立案及び資料の収集整理等を行う。
- 2 本業務の着手前に測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案した委託業務実施計画書及び委託業務工程表を発注者に提出し、その承認を得るものとする。

第27条 調査方法等

- 1 本業務実施にあたっては、手引きに準拠して調査作業を行うものとする。
- 2 GISで調査可能な項目については、全てGISで調査を行いデータ化するとともに、「都市計画基礎調査GIS活用マニュアル（以下「GISマニュアル」という。）」に基づき、Shapeファイル形式にて作成を行うものとする。（以下作成するデータを「GISデータ」をいう。）

第28条 調査項目

- 1 本業務では、手引きに示されている次の表の調査項目及び町独自調査項目を実施する。なお、前回調査で細ゾーン単位での調査を実施した調査項目においては、小ゾーン単位に加えて細ゾーン単位でも調書を作成する。

番号	調査項目		図面番号	調書番号
A 調査区	A1	調査区及びその特性	図1a	1・1a1b・1c・1d
B 都市計画決定	B2	線引き	図4	1a1b
D 土地利用	D2	建物用途の現況	図10	
	D3	建物構造・階数の現況	図11	
	D4	土地利用現況	図12	9a
	D6	市街地内の農地・未利用地等	図15	11a
	D9	建物用途別床面積		14
	D11	木造率・朽度		16a・16b
	D14	建物高さ別現況図	図69	
E 道路	E2	都市計画道路の整備状況	図23	
	E3	道路率	図24	21a・21b
F 公園緑地	F2	都市公園の整備状況	図27a	
G 下水道	G2	下水道の整備状況	図30a 図30b	
H 宅地開発	H1	土地区画整理事業	図32	
L 災害	L4	防災拠点・避難場所	図54b	51b・51c
M 農林業	M1	農業振興地域	図55	
	M2	農林漁業関係施策	図56	53

- 2 調査項目の詳細は次のとおりとする。なお、細ゾーンの調査については、調査の継続性、経年比較

等の分析を考慮し、第11回調査と同様、独自調査として実施するものとする。

(1) A 調査区

A1 調査区及びその特性

前回調査の調査区を基本として、本調査の集計の基本単位となる調査区（大・中・小ゾーン・細ゾーン）を設定し、次の図面及び調書作成を行うものとする。

- ・図1a 都市計画基礎調査・調査区図（縮尺1/10,000）
- ・様式1a 調査区名称（大・中ゾーン単位）
- ・様式1a1b 調査区名称及びその特徴（小ゾーン単位）
- ・様式1c 新旧調査区対応表（大・中・小ゾーン単位）
- ・様式1d 小ゾーン、細ゾーン別面積及びその特性（細ゾーン単位）

(2) B 都市計画決定

B1 都市計画の状況

都市計画の決定状況を整理するため、最新の都市計画図を取りまとめる。

なお、本町は神奈川県に対し、都市計画基本図データ及び都市計画決定情報データを提供しているため、基礎調査での手続きは実施しないものとする。ただし町から貸与するデータを図面出力し、成果品のデータに入れ込む作業を実施する。

B2 線引き

線引きの変更、見直し経緯をとりまとめ、次の図面及び調書に取りまとめる。

- ・図4 線引き変更経緯図（縮尺1/10,000）
- ・様式1a1b 線引き変更経緯（小ゾーン単位）

※第7回線引き見直し時以降、本町においては田端西地区（約24.7ha）及び第8回見直しにおける事務的編入該当箇所について、区域区分の変更をしている。

(3) D 土地利用

D2 建物用途の現況

- ・図10 建物用途別現況図（縮尺1/5,000）

D3 建物構造・階数の現況

- ・図11 建物構造・階数別現況図（縮尺1/5,000）

D4 土地利用現況

- ・図12 土地利用現況図（縮尺1/5,000）
- ・様式9a 土地利用分類別面積（小ゾーン、細ゾーン単位）

D6 市街地内の農地・未利用地等

- ・図15 市街地内農地・未利用地等現況図（縮尺1/5,000）
- ・様式11a 市街地内農地・未利用地等（個別）

D9 建物用途別床面積

- ・様式14 建物用途別床面積（小ゾーン、細ゾーン単位）

D11 木造率、老朽度

「D3建物構造・階数の現況」で作成した建物図形データ等を用いて、細ゾーン単位に建物の木造、非木造別の一階床面積及び延床面積を集計し、次の調書の作成を行う。

また、同じく固定資産課税台帳等を用いて、小ゾーン別に建物の建築年数の状況を把握し、次の調書の作成を行う。

- ・様式16a 木造率の状況（小ゾーン、細ゾーン単位）
- ・様式16b 建物年齢別現況（小ゾーン単位）

D14 建物高さの現況

建築物の最高限度・土地利用の整序・都市防災・都市景観・建築の形態規則等の検討の基礎資料とするため、航空写真測量や3D都市モデル、建物用途別現況図等を利用し、土地利用の実態と市街地の形態を把握する。

- ・図69 建物高さ別現況図

(4) E 道路

E2

- ・図23 都市計画道路整備状況図（縮尺1/10,000）

E3

- ・図24 幅員別道路現況図
- ・様式21a 道路網密度・道路率
- ・様式21b 区域区分・誘導区域別道路網密度・道路率

(5) F 公園緑地

F2 都市公園の整備状況

- ・図27a 都市公園整備状況図（縮尺1/10,000）

※前回調査以降、本町においては、都市公園の新規指定に該当がない。

(6) G 下水道

G2 下水道の整備状況

- ・図30a 下水道整備状況図（汚水）（縮尺1/10,000）
- ・図30b 下水道整備状況図（雨水）（縮尺1/10,000）

※令和5年度及び令和6年度に下水道事業認可の変更を行っている。

(7) H 宅地開発

H1 土地区画整理事業

- ・図32 土地区画整理事業箇所図（縮尺1/10,000）

※前回調査以降、本町においては、田端西地区地区画整理事業の1箇所を事業実施中。

(8) L 災害

L4 防災拠点・避難場所

- ・図54b 避難所・避難場所・防災拠点等位置図（縮尺1/20,000）
- ・様式51b 避難場所・津波避難ビルの指定状況
- ・様式51c 防災拠点の指定状況

(9) M 農業

M1 農業振興地域

- ・図55 農業振興地域図（縮尺1/10,000）

M2 農林漁業関係施策

市街化区域（用途地域指定区域）に隣接・近接している区域における農林漁業関係施策の実施状況を調査し、次の図面及び調書の作成を行う。

- ・図56 農林漁業関係施策状況図（縮尺1/10,000）
- ・様式53 農林漁業関係施策の状況（個別単位）

※前回調査以降、本町においては、事業実施等に伴う受益面積の減などはない。

第29条 背景図等

- 1 使用する背景図は、契約締結時に貸与する都市計画基本図データ（令和7年度整備）を標準とする。貸与する航空写真データや受注者が調達する住宅地図等との比較により全ての建物及び土地利用について予察を行い、経年変化箇所や不明箇所について抽出する。
- 2 調査区及び各図面に表示する区域区分線については、第8回線引き見直し（令和7年11月告示）の計画図データを使用する。

第30条 中間報告資料作成

- 1 受注者は発注者と協議を行い、別途指示した期日までに神奈川県へ提出する中間報告資料を作成し、発注者に提出するものとする。
- 2 中間報告資料は、神奈川県に提出し、データの精度確認を受けるものとする。
- 3 提出するデータは、発注者及び神奈川県の作業を効率的に行うため、ファイルジオデータベース形式及びShapeファイル形式で作成するものとする。なお、受注者は、提出前に対象データのトポロジチェックを行い、自社点検を実施するものとする。また、神奈川県に提出する調書については、神奈川県から提供されるパースソフトを適用し、エラーを解決したデータとするものとする。

第31条 成果品仕様

- 1 本業務の委託項目及び成果品は、手引き及びGISマニュアル、オープンデータ手引きに基づいて作成するものとし、特に規定されたもの以外は、各2部（県提出用・町保管用）作成する。なお、町独自の調査に関連する成果については、町保管用にのみ格納するものとする。
- 2 調査データについては、神奈川県から貸与を受けた所定の様式（Excel形式）を使用して提出するものとし、また、独自調査による調査データについては、第11回調査時の調査様式を活用し作成する。なお、図形データについては、原則として、GISによって作成し、ファイルジオデータベース形式及びShapeファイル形式にて作成する。
- 3 GISデータの座標参照系は、手引きに従い、世界測地系に基づく測地基準点成果（測地成果2011もしくは2024）とする。なお、全てのGISデータにおける測地基準点成果は統一するものとし、使用する成果は事前に発注者と協議のうえ決定するものとする。

- 4 GISデータは、GISマニュアルのデータベース定義により作成するものとする。
- 5 GISデータのうち、調査区データ、建物図形データ、土地地用データ等の、位置的な重複が生じない又は考えにくいデータを作成する場合、ポリゴン間の重なりや隙間を回避するため、GISマニュアルの品質評価項目を基に品質検査を実施し、図形と図形の空間的な位置関係（トポロジ）の不備や、データの破損等がないことを確認するものとする。
- 6 本業務で作成するGISデータは、発注者が別業務委託にて寒川町都市計画業務支援システム（SonicWeb-EXT）に搭載するため、受注者は作成したデータに関する発注者からの照会などには可能な限りで協力するものとする。

第32条 オープンデータ作成

- 1 前条で作成した成果品をもとに、オープンデータ手引きに従い、神奈川県が指定する所定の項目のオープンデータを整理、作成するものとする。
- 2 原則全調査項目についてオープンデータ化の対象とするが、次の条件に該当する調査項目については除外、もしくは不要な情報の削除、再集計を実施するものとする。なお、詳細については発注者と協議、確認の上、実施するものとする。
 - ・公開済みのデータ
 - ・個人情報を含む可能性があるデータ
 - ・一般の方の活用が想定されないデータ
 - ・他の図面、様式と一対となるデータ
 - ・その他、データ保有者の判断により対象としないデータ
- 3 オープンデータの形式について、図面はGISデータ（Shapeファイル形式）とCSVファイル、調書はExcelファイルとし、GISデータについてはデータベース定義書もあわせて作成するものとする。

第33条 品質評価

- 1 作成した成果品については、品質評価手順書に基づきデータの確認を行うものとする。確認の結果、データの不可がある場合にはデータの訂正を行うものとし、成果品とともに品質評価報告書を作成するものとする。

第34条 メタデータ

- 1 メタデータとは、そのデータ自体の説明情報を記録するデータのことであり、GISマニュアルに基づいて実施するものとする。
- 2 データ形式は日本版メタデータプロファイル（JMP2.0）に準拠しXML形式で作成し、対象となるデータのレイヤ単位に整理するものとする。

第4章 3D都市モデル整備

第35条 計画準備

- 1 本業務にあたり、合理的かつ正確に業務を遂行するため、実施内容や実施体制等を取りまとめ、委託業務実施計画書を作成するものとする。受注者は、実施計画書を発注者に提示し、承諾を得るものとする。

第36条 3D都市モデル製品仕様書作成

- 1 3D都市モデル製品仕様書作成は、本業務のユースケース開発に係る業務内容を踏まえ、拡張製品仕様書を作成するものとする。なお、本業務にて整備する3D都市モデル等の分類及び分類毎の詳細度並びに地図情報レベルは次のとおりとする。

分類	詳細度	地図情報レベル
建築物	LOD0、LOD1及びLOD2.0	2,500
道路	LOD1	2,500
都市計画決定情報	—	—
都市計画区域	LOD1	2,500
区域区分	LOD1	2,500
用途地域	LOD1	2,500
高度地区	LOD1	2,500
防火・準防火地域	LOD1	2,500
地区計画	LOD1	2,500
土地区画整理事業	LOD1	2,500
都市施設	LOD1	2,500
土地利用	LOD1	—
災害リスク	—	—
洪水浸水想定区域	LOD1	—
内水浸水想定区域	LOD1	—
地形	LOD1	2,500

第37条 資料収集整理

- 1 本業務関連資料については、府内資料及び関連データのみならず、国等にて整備・公表されている資料及びデータについても対象として資料収集整理を実施するものとする。なお、収集した資料及びデータの2次利用申請が必要な場合は、受注者にて対応するものとする。

第38条 建築物の計測高さ情報作成

- 1 貸与する航空写真データを利用し、次の手順にて実施することを基本とする。
- (1) 航空写真データから数値表層モデル（以下「DSM」という。）を作成
 - (2) DSMと基盤地図情報数値標高モデル等の差分から、高さ情報を作成
 - (3) 高さ情報を建物データファイルを重ね合わせ、建物図形内の高さ情報からノイズと思われるも

のを除去し、建築物毎の高さ情報を作成

- (4) 建築物毎高さ情報を中央値を抽出し、建物図形に立ち上げ高さ情報を付与

第39条 3D都市モデル作成

- 1 3D都市モデル作成は、第36条で作成した拡張製品仕様書に適合する3D都市モデルデータを分類毎に作成するものとする。なお、作成データ形式は、CityGML形式とする。
- 2 各分類の幾何オブジェクト作成方法と数量等は次のとおりとし、3Dデータに付与する属性情報は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

分類	作成方法等	数量
建築物 LOD0	・DMデータより建築物に関する図式を抽出し、妥当な幾何オブジェクトの要件に適合するよう、必要に応じて形状を修正する	13.42km ²
建築物 LOD1	・前条で作成した建築物の計測高さ情報を立ち上げ高さとして、LOD1の3Dデータを作成する	13.42km ²
建築物 LOD2.0	・建築物（LOD1）の3Dデータに、デジタル図化機や3DCAD等にて次に示す要素を追加取得し、3Dデータを作成する ・追加取得要素は屋根形状のみとし、屋根面、壁面、接地面、閉鎖面を区切り、空間（立体）で作成する。 ・屋根や壁面にテクスチャ（画像データ）を張り付けるものとする。テクスチャは、航空写真画像データを利用すること	75棟
道路 LOD1	・3Dデータは、路線に対し延長方向で区切ること ・区切る場所は次に示すものする ①車道交差部（十字路、丁字路、その他2つ以上の道路が交わる部分） ②道路構造の変化点（トンネル、橋梁） ③位置正確度（地図情報レベル）や取得方法が変わる場所	13.42km ²
都市計画 決定情報 LOD1	・データ変換により作成する（可視化時に、地形によってドレープ表現）	8レイヤ
土地利用 LOD1	・データ変換により作成する（可視化時に、地形によってドレープ表現）	1式
地形 LOD1	・基盤地図情報のDEM等を利用し、3Dデータを作成する	1式

第40条 3D都市モデルへの主題属性付与

- 1 3D都市モデルデータに付与する主題属性情報は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第41条 3D災害リスクデータ作成

- 1 3D災害リスクデータ作成は、発注者が想定する災害リスク情報の3Dデータ化を実施するものとする。なお、作成データ形式は、CityGML形式とする。
- 2 各分類の幾何オブジェクト作成方法と数量等は、次のとおりとする。

分類	作成方法等	数量
洪水浸水想定区域	・浸水想定における浸水深及び標高値の情報を利用し、高さ情報を付与することで、3Dデータを作成する ・対象は相模川、目久尻川、小出川の浸水想定区域とする ・水系毎、計画降雨（LOD1）及び想定最大規模降雨（LOD2）を作成すること	4区域

内水浸水想定区域	・浸水想定における浸水深及び標高値の情報を利用し、高さ情報を付与することで、3Dデータを作成する ・想定最大降雨（LOD2）のみ作成すること	1式
----------	---	----

3 3Dデータに付与する属性情報は、次のとおりとする。詳細は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

分類	属性項目
建築物	(洪水、内水) 名称、浸水ランク、浸水深 (洪水のみ) 指定機関の種類、規模区分、継続時間
洪水浸水想定区域	名称、浸水ランク、指定機関の種類、規模区分
内水浸水想定区域	名称、浸水ランク

第42条 符号化

1 3D都市モデルは、3D都市モデル製品仕様書の符号化仕様に定義されたタグ及びタグの構造（階層、出現順序、データ型、出現回数等）に従い、指定されたファイル単位（3次メッシュ等）に分割し、CityGML形式で作成する。

第43条 品質評価

- 1 品質評価は、本業務で作成した3Dデータに対して、3D都市モデル標準製品仕様書のデータ品質に従い、品質評価を行うものとする。
- 2 品質評価手法としては、品質要求項目に応じて、①全数・自動検査、②全数・目視検査、③抜取・目視検査、④抜取検査のいずれかの手法で実施するものとし、抜取検査を実施する場合は、総面積の2%を基本とする。

第44条 メタデータ等の資料作成

- 1 メタデータ作成は、本業務で作成した3Dデータ（オープンデータ含む）について実施するものとする。また、メタデータの仕様は、本業務で作成した拡張製品仕様書に従い作成するものとする。
- 2 本業務で作成した3D都市モデルの概要を説明するREADMEを作成するものとする。記載内容は、テンプレートとなるREADME.mdをベースに、必要な追記修正を行うものとする。
- 3 本業務で使用した原典資料を説明する原典資料リストを作成するものとする。記載内容は、テンプレートとなるresourcelist_sample.xlsxをベースに必要な追記修正を行うものとする。

第45条 オープンデータ作成

- 1 オープンデータ作成は、本業務で作成した3DデータをG空間情報センターにオープンデータとして公開するため、公開可能なデータへの調整及び資料作成を行うものとする。なお、詳細は、発注者との協議により決定するものとする。

第5章 ユースケース開発

第46条 要旨

- 1 本作業は、前章で作成した3D都市モデルを活用し、本町において今後想定している大規模な土地利用転換等に対応するため、都市計画立案の高度化及び府内・府外関係者間における、まちづくりに係る将来イメージ像の共有等を目的としたユースケース開発を行うものとする。
- 2 第47条から第50条までは、本作業に必要となる基本的な事項を定めたものであり、業務の詳細については、受注者の提案をもとに発注者-受注者間で協議のうえ定めるものとする。

第47条 ユースケース開発の主目的

- 1 本業務において開発を行う内容については、今後想定される大規模な土地利用転換等に対応するため、最低限次の内容を考慮しデータ整備を検討するものとする。なお、データ整備の取得方法及び分析方法等については、受注者の提案をもとに発注者-受注者間で協議のうえ定めるものとする。
 - (1) 新設道路整備イメージモデルの作成
 - (2) まちづくりイメージVRの作成
 - (3) 将来交通量等の可視化
 - (4) 車両流入割合等施設配置の効果検証
 - (5) 車両別想定交通ルートの可視化

第48条 人流データ等の取得

- 1 受注者は、寒川町全域を対象に人流データ等ビッグデータを調達し、人流状況等を把握するものとする。なお、使用する人流データ等ビッグデータについては次の仕様内容を基本とし、データの取得方法・期間及び取得先等については、企画提案の内容を反映するものとする。

項目	仕様内容
取得範囲	寒川町全域(13.42km ²)
取得期間	人流分析等に必要な任意の期間
属性情報	性別・年齢(10歳代以下、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代以上)・居住地・移動手段等の属性が付与されていること
データ仕様	調査及び分析に推計値を用いる場合は、そのロジックや根拠となるサンプルサイズを示すことができるデータであること
その他	調達する人流データ等ビッグデータは、個人情報を含まないものとする

第49条 人流データ等ビッグデータの分析

- 1 取得した人流データ等ビッグデータを用いて、時間帯別、平休日別、属性別等に解析を行い、第47条に記載の目的を達成するため、滞在状況等を把握するものとする。
- 2 分析結果は報告書に取りまとめ、データ集計のプロセスをわかりやすく説明すること。また条件を変えて人流データ等ビッグデータの集計が行えるようなダッシュボードを用意し、発注者が閲覧できる環境を用意すること。

第50条 まちづくりイメージモデル（将来像）の作成

- 1 前章で作成した3D都市モデルの現状並びに、新設予定の都市計画道路等、発注者より提供する情報をもとに、まちづくりイメージモデル（将来像）を作成し、府内外で利用可能なビューアソフト・ノートPCなどと共に、納品するものとする。なお、第47条に記載の目的を始め、今後のまちづくり検討に適用可能なユースケース開発については、受注者の提案をもとに発注者-受注者間で協議のうえ定めるものとする。
- 2 前項で作成したイメージモデルは、あらかじめ視点が固定された動画（MP4等）による納品と、第6章に記載する、本業務委託にて調達するソフトウェアにより発注者が視点を変えてモデルを確認できる形式にて納品を行うものとする。

第51条 オープンデータ化対応

- 1 前章で作成した3D都市モデルを加工及び利活用して作成したユースケース（人流シミュレーション等）のデータについて、オープンデータとする内容及び項目を発注者-受注者間で協議のうえ、対応するものとする。
- 2 PLATEAU VIEWやG空間情報センター等に搭載・公開するデータについては、PLATEAU CMSに公開するデータセット・その他関連ドキュメントをアップロードするとともに、搭載及び公開するための調整を行うものとする。

第6章 3D都市モデルビューワ環境の整備

第52条 要旨

1 本作業では3D都市モデルビューワ環境の整備について、ライセンス使用料を要しない状態かつ最低限次の要件を満たすものを構築し、本業務で調達するPCにセットアップをするものとする。

項目	内容			
	ライセンス数	配信方式	動作環境	基本要件
3Dビューワ	1ライセンス	スタンドアロン方式	<ul style="list-style-type: none">一般的なパソコン等が有する基本的な機能のみで動作が可能であること。受注者の提案をもとに発注者・受注者間で協議のうえ定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none">ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
まちづくりイメージVRシステム	1ライセンス	スタンドアロン方式	<ul style="list-style-type: none">基本機能はインターネット非接続状態で利用可能なこと	<ul style="list-style-type: none">受注者の提案をもとに双方で協議をして定めるものとする。

第53条 機能要件

- 各システムについては、機能として次の要件を満たすものを基本とするが、詳細については発注者と協議して決定するものとする。
- 3Dビューワについては、次の要件を満たすものとする。
 - 地図遷移や画面展開が可能である等、動作性が優れたシステムであること
 - 利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置によりマニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること
- まちづくりイメージVRシステムについては、次の要件を満たすものとする。
 - 空間レビュー性能関連機能
 - 鳥瞰飛行と歩行者目線の移動がマウス、キーボードなどの操作で自由自在にできる機能
 - 複数の計画案をレイヤ切り替えにて表示する機能
 - 空間内の任意の位置にソフトウェア内で生成した3D樹木や建物ボリュームを配置できる機能
 - 建物の壁や配置オブジェクトの色彩を変更する機能
 - VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
 - 日影の動的変化を連続的に表示し、任意の時刻を指定しその時点での日影を表示できる機能
 - 人流等ビッグデータを活用することのできる機能
 - プレゼンテーション性能関連機能
 - 定められた重要視点場所にジャンプするビューポイントジャンプ機能
 - 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能
 - 関係者間共有・情報公開性能関連機能
 - 制作されたVRは、インターネット非接続状態にてWindows環境にて起動できること

- ② 関係者が自ら取扱可能かつ操作性能の高いアプリケーションとすべく、専門性の高いBIM・CIMデータ等とは異なるコンテンツを作成すること
- (4) 繼続的使用性能及び多様な検討事項に対するコンテンツ拡張性能の確保
- ① 将来、発注者が希望する他の検討事項に対し、アプリケーションの根幹を変更することなく、検討機能及び項目を追加することができる拡張性を有すること

第54条 搭載データ

1 3Dビューワ搭載対象データは、次のものを基本とするが、詳細は発注者と協議により決定するものとする。

項目	3Dビューワ	備考
航空写真	○	
3D都市モデル	○	
洪水浸水想定区域	○	
内水浸水想定区域	○	
都市計画決定情報	○	

2 まちづくりイメージVRシステム搭載対象データについては、発注者と協議により決定するものとする。なお、まちづくりイメージVR及びこれに含まれるデータであって、本業務とは関係なく受託者（そのライセンサーを含む）が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がこれらを留保するものとする。

第7章 その他

第55条 打合せ・協議

- 1 本業務の実施にあたり、初回・中間（5回を想定）・完了時を標準に打合せを行うものとするが、定期的な打合せで協議が完了しない場合については、発注者-受注者間で協議のうえ、必要に応じ行うものとする。なお、中間についてはWEB協議も可とする。
- 2 打合せ結果については、打合せ記録簿を作成し速やかに発注者に提出し、相互確認を行うものとする。
- 3 打合せの結果、課題事項等が発生した場合には、協議月日、内容、対応月日、対応者、対応内容が分かる管理表を別途作成し、適切な対応を図るものとする。

第56条 費用の負担

本業務の検査等に伴う費用は、本特記仕様書に明記がないものであっても原則として受注者の負担とする。

第8章 成果品

第57条 成果品

1 都市計画基礎調査、3D都市モデル整備、ユースケース開発の成果品は次のとおりとする。

なお、電子データは、DVD等の電子記憶媒体に格納し、納品するものとする。

(1) 都市計画基礎調査

①調書データ (Excel形式)	2部 (県提出用・町保管用)
②図形データ (ファイルジオデータベース形式、Shape形式)	2部 (県提出用・町保管用)
③オープンデータ用調書データ (Excel形式)	2部 (県提出用・町保管用)
④オープンデータ用図形データ (Shape形式)	2部 (県提出用・町保管用)
⑤図面類データ (PDF形式)	2部 (県提出用・町保管用)
⑥神奈川県への中間報告書	2部 (県提出用・町保管用)
⑦品質評価報告書	2部 (県提出用・町保管用)
⑧メタデータ (XML形式)	2部 (県提出用・町保管用)
⑨①～⑧の電子データを格納したディスク	2部 (県提出用・町保管用)
⑩図面 (1/10,000図面袋入黒表紙等で綴じる)	1部 (町保管用)
⑪図面 (1/5,000クリアファイル等で綴じる)	1部 (町保管用)
⑫作業報告書 (Wordデータ・紙出力)	1部 (町保管用)
⑬その他、発注者と協議のうえ必要と認められたもの	1式
⑭⑩～⑬電子データを格納したディスク	1部 (町保管用)

(2) 3D都市モデル整備

①3D都市モデル及び3D災害リスクデータ (オープンデータ含む)	
1) 3D都市モデルデータ	1式
2) コードリスト	1式
3) XMLSchema	1式
4) 拡張製品仕様書	1式
5) メタデータ	1式
6) 索引図	1式
7) 品質評価結果	1式
8) 関連データセット	1式
②3Dビューワ	1式
③その他、発注者と協議のうえ必要と認められたもの	1式

(3) ユースケース開発

①人流等ビッグデータ (受注者提案による)	1式
②まちづくりイメージモデル (将来像) データ (受注者提案による)	1式
③まちづくりイメージVRシステム (コンテンツ及び動作に要するソフトウェア等)	1式

(4) その他

①業務完了報告書	2部
②ノートPC	1式

別紙位置図

